

2024年
12月号

発行日 令和6年12月16日(第199号)
(月1回/毎月15日発刊)
発行元 オフィスタ広報・宣伝部
東京都新宿区西新宿5-8-1 第一ともビル

特集：『オフィスタの広報SNS紹介』

/オフィスタ広報・宣伝部

オフィスタNEWS 第199号発刊にあたって

早いもので、今年ももうすぐ終わりですね。毎年同じことを思いますが、本当にあっという間だと感じています。自分が子どもの頃は、時間が経つのが早いと感じたことはそんなになかったように思いますが、年をとるにつれて年々早く感じるようになってきた気がします。この話をすると、私は昔読んだ「ソウの時間 ネズミの時間」という本を思い出します。その本は、簡単に言うと、体の大きさが大きいほど、その時間は長くなるということだそうです。ネズミの寿命は数年ですが、ソウは何十年と何倍も長い。でも、ネズミの鼓動はソウよりもずっと早い。一生の心臓の鼓動の数は大体どの生物も同じだそうですので、一生を生きる感覚で言うと、ソウもネズミも同じような感じなのじゃないか、という内容だったと思います。

ソウは長生きだから幸せ、ネズミは短命だから不幸ということはなく、それぞれの一生があるということだと思いますが、人間も同じで、それぞれが自分なりの人生を一生懸命生きています。比べることなく、自分なりに頑張っていこうと思う今日この頃です。

“はたらかたいという気持ちを大切に”
“育児も家庭もお仕事も大切に”

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援するママさんハケンの会社です。今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでいただければと思います。



オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか？オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&A など有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. info@offista.com
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)
FAX.03-3379-5596

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ
※オフィスタNEWSバックナンバーもホームページから閲覧できます。



(C)2024 OFFiSTA

(2) オフィスタ公式 X (旧ツイッター)



こちらは文字媒体として情報発信ツールで 1 Day 1 Tweet を基本に約 13 年ほど継続中。フォロー返し 100%有り。

Xアカウント名 [offista_twt](#)

(3) オフィスタ SP 公式 TikTok



オフィスタ SP タレントのオフショットやエンタメ・音楽を取入れたお遊び要素が強い番組構成となっています。

TikTok アカウント名 [offista_tikt](#)

(4) オフィスタ SP 公式インスタグラム



オフィスタ SP に所属するタレントを紹介する名鑑です。非公開のオフショット集につき個人・企業共に人気です。

Instagram アカウント名 [offista_sp](#)

サブスクなど費用が発生するコンテンツはありませんので安心してご覧ください。タレント陣も励みになりますのでチャンネル登録やフォローもお願いいたします。

★★特集：『オフィスタの広報SNS紹介』★★

/オフィスタ広報・宣伝部

インターネットでメールやショッピングは当たり前になりましたが、先の都知事選や兵庫県知事選を観ている SNS が政治や世論、はたまた世の中の善悪までを左右する大きな媒体に成長したことを感じます。これが良い事なのか悪い事かは分かりませんが、広告宣伝媒体としてオフィスタでも SNS をいくつか活用しておりますのでご紹介したいと思います。

いまや企業がネット上で新商品紹介や企業アピールを行うのは珍しくありませんが、X くらいならいいですが、SNS 動画配信ともなると企業が手を出すのは苦戦します。一番苦労するのは出演者を探すことだと思います。自社社員に顔出して登場させるのも難しいでしょうし、かといって芸能事務所やモデルに依頼すれば相当なギャラが発生してしまいます。個人と違い、企業が頻りに動画配信を継続するのは実は難しいのです。

◆オフィスタ SP と連携

オフィスタは事務系ハケンが専門ですが、それとは別に芸能専門のハケンを取り扱うオフィスタ・スタープロモーションという芸能プロも運営しております。ここに所属する豊富なタレント陣を自前で出演させることができるのがオフィスタの利点です。タレントにとっては出演の場が与えられる、オフィスタ SP は自社タレントの宣伝になると三者にとって有益な構図となっています。

主な SNS を紹介しますので覗いてみてください。

(1) ユーチューブ・オフィスタ公式チャンネル



オフィスタ SNS としての情報を動画で集約しようという試みで配信しております。活動のメインチャンネル。

YouTube アカウント名 [offistaCH](#)

『年末調整について』/オフィスタ総務部

/監修：佐久間会計事務所（オフィスタ税理顧問）

今年も年末調整の時期になってきましたが、オフィスタでの勤務がはじめての方もいらっしゃるかと思いますので年末調整について解説しておきます。

給与の支払者（オフィスタ）は、毎月の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税の源泉徴収をすることになっていますが（毎月のお給料から引かれているはずですが）、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、みなさまの年間の給与総額について納めなければならない税額と実は一致しないのが通常なのです。この一致しない理由は、その人によって異なりますが、主な理由としては、①源泉徴収税額表は年間を通して毎月の給与額に変動がないものとして作られているが、実際は年の途中で給与額に変動があること、②年の途中で扶養親族に異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていること等が挙げられます。

このような不一致を精算するために、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算して、それまでに徴収した税額との過不足を求め、その差額を徴収又は還付することが必要になります。この精算手続きのことを「年末調整」と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一つの勤務先から受ける給与以外に所得がない、あるいは給与以外の所得があってもその額が少額であるという人が殆どです。したがって、このような大部分の人が勤務先で年末調整により税額の精算が出来るということは、確定申告などの手続きを行う必要がないわけですから、便利な手続きといえます。

年末調整の対象となる人

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- ③ 年の途中で退職した人の内、a～e に該当する人
 - a. 死亡により退職した人
 - b. 著しい心身障害のため退職した人でその退職の

- c. 12月中に支給期の到来する給与支払いを受けた後に退職した人
- d. パートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払いを受ける給与の総額が103万円以下である人
- e. 年の途中で海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人

【12月31日時点でオフィスタで就業されている方】

年末調整についての提出資料をご自宅に郵送され、すでに必要書類を揃えて返送いただいていることかと思えます。

【12月31日の時点でオフィスタで就業されていないが、令和6年1月～11月の間にオフィスタで就業されていた方】

最終給与明細に同封して既に源泉徴収票をご自宅に郵送しておりますので、12月時点でご勤務されている会社へご提出下さい。なお、12月の時点でこの会社にも就業されていない方はR7年3月に税務署で確定申告をしてください。

オフィスタで今年就業された方は、現在オフィスタでの就業の有無を問わずご不明の際はご相談ください。

プロフィール

佐久間幸夫（さくまゆきお）

佐久間会計事務所代表

大学・大学院を通じ企業の帳簿記載等の実務的観点からの研究を行っており研究論文として「帳簿義務制度に関する考察-青色申告制度を中心として-」を発表。著書に「ピカイチ先生の税法指南～誰にでもわかる税法の入門の入門」（発行：静岡学術出版）等がある。平成21年よりオフィスタ顧問税理士。

派遣クイズ

クリスマス季節です。同僚や友人にパーティーに招かれることもあるでしょう。ゲスト参加するときのマナーとして**宜しくないもの**は次のうちどれでしょう。

- ① 手ぶらで来てと言われたが手土産を買っていった
- ② 開始時間に5分遅刻した
- ③ 服装はTPOをわきまえる
- ④ 参加者全員撮影して公平に全員SNSにアップした



（答えは最終ページ）

☆☆お仕事Q&Aコーナー☆☆

/解説：オフィスタ顧問社会保険労務士

Q. 私はハケンではたらいています。勤務時間は 9 時から 16 時までの勤務です。途中 45 分間休憩しているので拘束 7 時間、実働 6 時間 15 分です。私は出勤日数が週 2~3 日なので休憩がなくても疲れませんし、ダイエット中なので昼食も食べません。疲れてもいないし、食事も摂らないのに 45 分間することもなく無駄に時間を費やしています。休憩なしで 7 時間働いて給与をもらった方が有意義なのですが、上長が「6 時間以上の労働者には休憩を与えないといけない決まりなので」と言われてしまいました。会社側が休憩を与えないなら問題でしょうが、私本人が不要だと宣言して休みたくないのにそれでも無理やり休まなければならないのでしょうか。



画：りよこ

A. 労働者の労働時間が 6 時間を超える場合、会社は 45 分以上の休憩を与えなければなりません（労働基準法第 3 4 条）。会社がもし労働者にこの規定に基づく休憩を与えなかった場合、会社（使用者）は 6 か月以下

の懲役または 30 万円以下の刑事罰が課されます（労働基準法第 119 条第 1 号）。労働者の意思だったとしても、労働者に同意を得ていたとしても同じです。

会社としては刑事罰が課されますので、休憩を取らない労働者に対しては休憩命令を発することができます。それに従わない労働者は業務命令違反を理由に解雇される恐れもあります。従って会社の言っていることは正しいのです。働きたいというお気持ちは理解できますが、労働基準法の規定ということでご理解ください。

（回答：大滝岳光）

…<そのほかの気になるお仕事の疑問募集中>…

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝岳光先生（日本人材派遣協会アドバイザー）と馬場実智代先生（馬場社会保険労務士事務所長）がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！

▼『ハケン質疑応答Q&A集 実践100問』（無料ダウンロード）
<http://www.offista.com/coffee/qa/qa100.pdf>

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロードできます。

<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

☆☆クリスマスとお仕事☆☆

/オフィスタ人事管理部

キリスト教文化のヨーロッパやアメリカでは、クリスマスは国の定める祝日になるので、その日から新年を迎えるまで長期バカンスを取る人が多いと聞きます。この時期の企業・会社は運営はしているものの従業員が少なく、国全体がお休みムードに入ります（公共交通機関も止まるらしいです）。日本はクリスマス休暇というものが無いので羨ましかったりもしますがオフィスタならお

子様とのイベント催事時には休暇制度があるので、お休みしたい場合はお申し付けください（子供と一緒にのみに限る）。改めて働く人たちに心から感謝です。



☆☆読者投稿コーナー①☆☆

/題目：『扶養外で本当に働けるのか？』

『先日、オフィスタさんのメルマガで紹介されていた、社会保険適用の法改正。そもそも自分が対象かどうかよく分からなかったもので、先日のメルマガをじっくり読んでみました。結果、今回は私は対象ではなかったのですが、世間の風潮として今後時給が上がるかもしれないことや、今後さらに対象枠が広がるかもしれないことを考えると、今後私が対象になることは大いに考えられます。そこで、『もし私が扶養を外れて働くことになったら』ということを考えてみました。

もし、労働時間は今のままで、時給が上がったために扶養を外れることになった場合は、ボーダーラインをちょっとだけ超えるパターンになると思うので、いわゆる「働き損」になります。「それならもっと時間を増やして働こうかな」という考えになるのは自然な流れだと思います。

じゃあどれくらい働く時間を増やせるかということ、そんなにガッツリは増やせる気がしません。例えば働く日を一日増やすとしたら、子どもが元気なときは問題なくても、体調を崩して2日休みが必要な時に、今までなら1日は仕事を休ませてもらうともう1日は休みの日を調整してということができたけれど、2日とも欠勤としなければならぬかもしれません。(有給があったとしても申請しづらい)1日の時間を伸ばすとしたら、夕方の子どもの習い事の送り迎えができなくなってしまいます。自分で行ってもらうか、誰かに頼むか・・・うちの場合、どちらも現実的ではないな・・・といろいろ考えると、扶養を外れて働こうとすると家庭に影響が出てしまい、そのための調整が大変だなと感じ、やっぱり扶養内に留まれるなら留まりたいな、という収入よりワークライフバランスに思いは行き着いてしまいました。

そもそも扶養を外れて損なく働くことを目指せるのなら、最初からフルタイムでガッツリ働いていると思います。結局のところ働きたくても働けないのが現実なので、お金では買えないプライスレスなメリットの方が私には優先順位は上かなと思っています。そう考えるとオフィスタさんは私のような人にとってはありがたい派遣会社だなと感じています。』(投稿：匿名希望)

☆☆読者投稿コーナー②☆☆

/題目：『知恵を出して効率化を目指す』

『働くという意味は諸説ありますが、傍が楽をする(はたがラクをする)という説が私は好きです。

昭和の時代、「気働き」などという言葉もはやりましたが、神経を尖らせて過剰に仕事をするのではないと思っています。働きやすくするために、少し知恵を出してみるくらいの軽いノリで自分や自分以外の人が楽に働ける(=効率よく)方法を探ればいいのかと考えています。

私がオフィスタに紹介されて勤務している職場環境は4人のシフトで回っています。オフィスタさんが得意とする“複数名ワークシェア方式”と呼ばれるものです。主婦・ママさんには便利なのですが、1カ月以上も顔を合わせないスタッフも出てきます。それゆえに、業務連絡が隅々まで行き届かないことが起きてしまいました。一部の人が知っていて、この人は知らないということは不公平で気持ちの良いものではありません。そこで、皆で考え、連絡ノートを作り共有して働きやすくしました。

また、業務についても、個々が自前のノートを作るのとは別に誰がみても業務内容が明らかになるファイルを作って共有しました。この作業は仕事だけとは限りません。家の管理においてもお勧めの方法です。もちろん、すでに対策済みの方も多いと思いますが、家が回るために必要な書類などをファイリングしてあると、とても便利です。自分以外の人が必要書類を探す時、すぐに指示できるし、探す手間も省けます。もちろん、自分が必要な場合も時短出来るストレスフリーのやり方だと自負しています。

ただ、人間誰しもわかっているけど、なかなか実行に向けて行動するのは難しい生き物。でも、いざ頑張ってしまったら、あとは楽な環境が待っているとしたら？思い切って時間をやりくりして未来の余裕を手にすることは、流行のタイプは最高かもしれません。

私たちは、連絡ノートや業務ファイルを作ったことによって、派遣先にもオフィスタの担当者にも思いがけず褒めていただくこととなりました。

ちょっとしたことで、みんながハッピーになれるなら、それも悪くないと思うのです。』(投稿：匿名希望)

☆☆パソコンお助けコーナー☆☆

/オフィスタ広報・宣伝部

連載その13：『もはや常識！？拡張子の表示』

パソコンで作業をしていると…

「JPGのみ対応しています。」

「画像はPNG形式をお願いします。」

「ZIPファイルで送ってください。」

こんな文言を目にすることはありませんか？

「画像は分かるけど、JPGとPNG何が違うの？😞」

という方が多いのではないのでしょうか。

JPG や ZIP 等のファイル名にくっついてる記号のことを「**拡張子(かくちょうし)**」といいます。ファイルの種類は拡張子で判断されています。画像なのか動画なのか…はたまたエクセルファイルなのか…全ては拡張子によるのです。



今の時代、パソコン作業する上で拡張子の知識は必須、意味を理解しているとやり取りもスムーズですよ。

◆よく見る拡張子解説

…と行きたいところですが、なんと最初は拡張子が表示されていない設定になっています。(そんな～😞)

まずは、拡張子を表示する設定にしましょう。



1. フォルダを開き、「…」をクリック。
2. 「表示」→「表示」→「ファイル名拡張子」の順にクリックしましょう
3. 「ファイル名拡張子」にチェックが入れば完了です
4. ファイルに拡張子がついてるか確認してください
5. これで普段から拡張子が見えるようになりました

◆今度こそよく見る拡張子解説

【画像の拡張子】

- JPG 軽い！少し荒めだけど、とりあえず万人向けで多くの人が使っている。
- PNG 少し容量が重い綺麗な画像といえばこれ！ホームページのアイコンやロゴなどに最適。

【動画の拡張子】

- MP4 よく使われる動画ファイル。軽さと画質のバランスが良いので使い易い。
- AVI Windows でよく使われる動画ファイル。画質が微妙で最近人気はなくなっています。
- MOV i-phone など apple 製品でよく見かけます。Mac との相性は抜群だが配信向きではない。

【音の拡張子】

- MP3 最もメジャーな音ファイル。軽いのに音質のバランスが良く、多くの環境で再生が出来る。
- WAV 素材そのままの無圧縮の状態の音ファイル。音質は最高だが容量は非常に大きい。効果音や、音楽のプロ向けとして使われる。

【！要注意の拡張子！】

- EXE 実行ファイルです。ゲームを起動したり、便利なソフトをインストールしたりします。が、時にネットを介して、**ウイルスを持ってくる場合もあります。**よく分からない場所から届いた EXE ファイルは絶対にダブルクリックしては駄目ですよ！

【事務関係】

- XLSX ご存知、エクセルの最新 Ver ファイルです。
- DOCX 続いて、ワードの最新 Ver ファイルです。
- PPTX パワーポイントの最新 Ver ファイルです。
- PDF 資料にぴったり、編集出来ない閲覧用資料。
- HTML ホームページ的设计図です。

他にも拡張子はたくさんあります。

自分がよく使う拡張子があれば、是非一度調べてみてください。面白い発見があるかもしれませんよ。

…つづく

※ファイル名変更する時に拡張子を消すと開けなくなることがあります。消してしまっても拡張子を書き戻せば直ります。

☆☆お仕事情報コーナー☆☆

サンタさんモデルのお仕事

今年もサンタさんモデルを募集します。このシーズンのイベントコンパニオンよりもギャラUPしてあります。経験は問いません。自薦他薦も問いません。

形態：アルバイト
人数：2～3名（抽選）
仕事：サンタさんモデル
日時：12月21日（土）
12：00～15：00
場所：オフィスタ内
報酬：日給1万6千円
（当日現金支給）



目的：オフィスタ広報物のイメージ写真として使用
衣装：当日貸与します
その他：顔出しあり、芸名使用可、昼食付
応募方法：お名前を明記のうえ顔写真を添えてメール
star-pro@offista.com

エントリーはメールまたはお電話にて受付けております。
（その他のお仕事についてはオフィスタ公式ホームページをご覧ください）

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”
<http://www.offista.com>

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>…

★お問い合わせ先

- 配信停止
<http://www.offista.com/mailout.html>
- 本誌定期愛読を希望（無料）
<http://www.offista.com/mailin.html>
- メールアドレス変更
<http://www.offista.com/mailchange.html>
- プライバシーポリシー
<http://www.offista.com/privacy.html>
- バックナンバーは下記からダウンロードできます
<http://www.offista.com/melmaga.html>

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

先日、有給休暇を利用して関西へ旅行に行きました。遊園地や動物園など大人らしからぬ場所へ行きましたが、大満足できました。来年こそは15年越し悲願の社員旅行で海外を目指したいものですが無理かな。

■オフィスタの年末年始スケジュールのお知らせです。

12月30日：AMで通常業務終了
<<< 12月31日～1月5日 お休み >>>
1月6日：13時より通常業務開始

読者の皆様へ。今年も1年間お世話になりました。来年もどうぞ宜しくお願いします。 オフィスタ職員一同

オフィスタ NEWS 第199号作成委員

編集長	Roco	オフィスタ広報・宣伝部
編集	Reiko	オフィスタ総合管理室
監修	makoto	オフィスタ業務管理部
執筆	Junco	オフィスタ総務部
	Mim	オフィスタ人事管理部
	Hayaty	オフィスタ広報・宣伝部
	Miko	オフィスタ学生アルバイト
漫画	りよこ	（漫画家・イラストレーター）
協力	大滝馬場人事労務研究所	一般社団法人日本雇用環境整備機構
	佐久間幸夫	（オフィスタ顧問税理士）

派遣クイズの答え：④がマナーとして宜しくない

①「手ぶらで来て」と言われたとしても手土産を買っていくのがマナー。ホストの手料理よりも注目が集まってしまうように食後のお菓子などがよいでしょう。②開催時間より若干遅れていくのもマナーですが乾杯などの段取りを壊さないように5分程度にしましょう。海外では準備に追われるホストへの気遣いといわれています。③服装はTPOをわきまえてカジュアルが良いのかドレスが良いのか浮いてしまわないよう判断しましょう。④SNSへ投稿されたくない人もいますので「撮ってもいいですか、投稿してもいいですか」など確認をとった方が良いでしょう。

MEMO：

このメールはオフィスタメルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/10:00～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。



オフィスタは次世代育成支援対策推進法第13条に基づく厚生労働大臣認定企業です。

—オフィスタは日本プランニング株式会社の登録商標です。—